

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 105 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 16 日（木）午後 3 時から午後 5 時 10 分まで
開 催 場 所	新館 6 階 161 会議室
出 席 者	<委員> 梶 哲教、加茂 保明、馬田 禔紹、大塚 毅彦、安枝 英俊、村津 麻紀、廣島 晃 <幹事> 都市計画部次長、都市計画部参事、都市計画課長、 農林水産課長 <事務局> 開発指導課職員
会 議 次 第	1. 委嘱状交付 ・委員紹介 ・事務局側あいさつ、事務局・関係課職員自己紹介 2. 開 会 ・出席状況の報告 ・議事録署名委員の指名 3. 議 案 (1) 会長及び会長代理選出 ・会長あいさつ (2) 法定調査審議事項 都市計画法第 43 条（建築許可）に係る報告 （平成 28 年 4 月・5 月許可分、全 3 件） (3) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り壊された住宅の新築（試行基準 2） (4) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 敷地の一部が区域区分日前の所有に該当しない住宅の新築（個別案件） (5) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 事業を営む者の住居の近隣に存していない小規模事業所の建築（個別案件） (6) 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について（宗佐地区協議） (7) 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に

	基づく「特別指定区域指定変更」について（国包・厄神地区報告） (8) その他 平成 27 年度付議・報告案件件数報告 次回開発審査会の開催予定
審 議 内 容	(1) 会長及び会長代理を選出した。 (2) 平成 28 年 4 月・5 月分許可分について報告がなされた。 (3) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り壊された住宅の新築（東神吉町出河原 試行基準 2） 許可後報告の形で進めることで了承された。 (4) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 敷地の一部が区域区分日前の所有に該当しない住宅の新築（平荘町里 個別案件 基準条例別表第 1 の 1 の項所定の要件を一部欠く事案） 許可後報告の形で進めることで了承された。 (5) 都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 事業を営む者の住居の近隣に存していない小規模事業所の建築（平荘町一本松 個別案件 試行基準 8 所定の要件を一部欠く事案） 継続審議となった。 (6) 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について（宗佐地区協議） 原案通り進めることで了承された。 (7) 国包・厄神地区の特別指定区域指定変更について報告がなされた。 (8) 平成 27 年度付議・報告案件件数について報告がなされた。